

第3回 宇都宮市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

日時 令和5年1月13日（金）
午前10時00分から
場所 14A会議室

議事

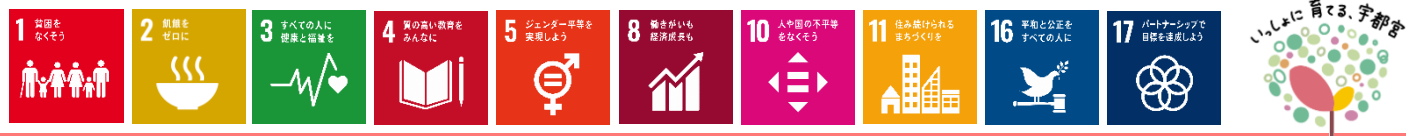
「（仮称）宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン
（第5次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画/成年後見制度利用促進
計画）」素案について



1 策定の目的

- 本市においては、少子高齢化の進行等により、単身高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなど地域から孤立しがちな市民が抱える問題は、複雑化・複合化してきている。
- このため、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や、地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進するため、「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」を策定するもの

2 計画の位置付け・期間



社会福祉法

宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例

第6次宇都宮市総合計画基本計画

地域共生社会の実現

(仮称)宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン

(第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画／成年後見制度利用促進計画)

計画期間：(2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間)

高齢者保健福祉計画／
介護保険事業計画

障がい者福祉プラン／
サービス計画

宮っこ 子育て・子育て
応援プラン

宇都宮市自殺対策計画

健康うつのみや

宇都宮市食育推進計画
21

宇都宮市再犯防止推進計画

市内の保健福祉分野別計画

↑ 支援

↓ 連携

市外の
関連計画

栃木県地域福祉支援計画
[栃木県]

宇都宮市地域福祉活動計画
[宇都宮市社会福祉協議会]

その他市内の関連計画

- ・宇都宮市市民協働推進計画
- ・宇都宮市地域防災計画
- ・宇都宮市地域教育推進計画
- ・宇都宮市男女共同参画行動計画
- ・宇都宮市住生活マスタープラン
- ・宇都宮市都市交通戦略

等

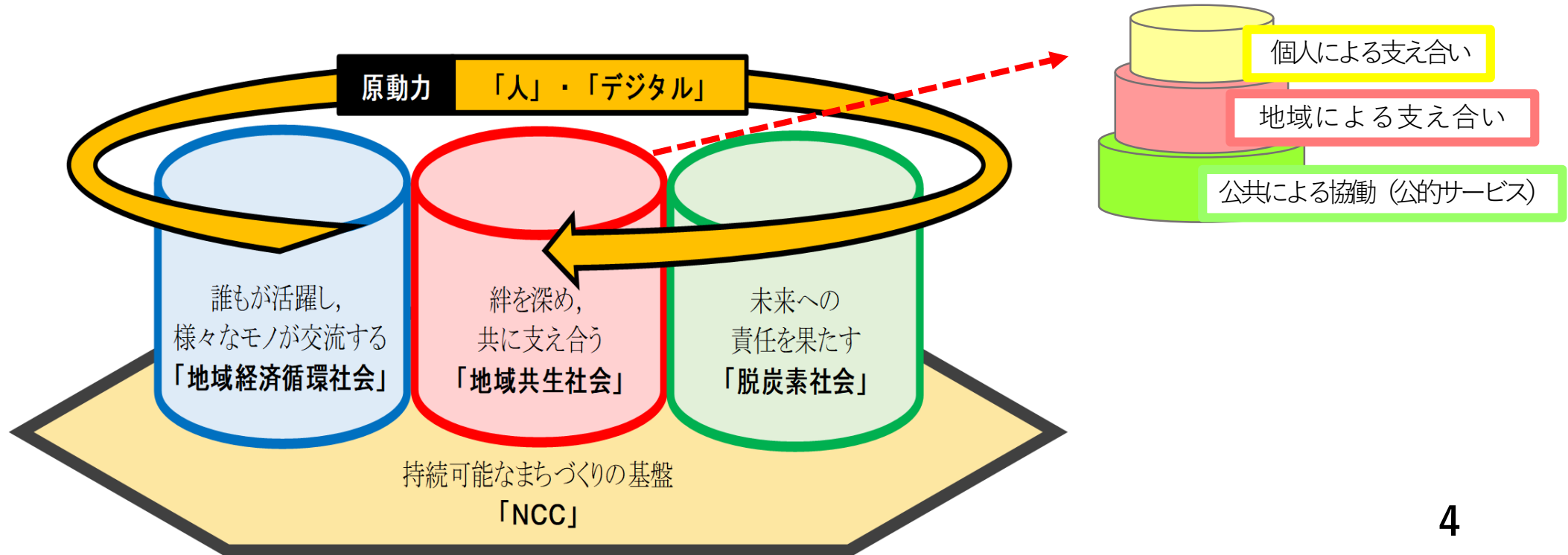
- ・ネットワーク型コンパクトシ
ティ形成ビジョン

3 計画の特徴

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

ネットワーク型コンパクトシティを基盤として、すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「市民」、「地域」、「公共」のそれぞれの立場における「支え合い・協働」による地域福祉の推進に向けた施策体系とした。

※ 「地域共生社会」は、スーパースマートシティを構成するひとつの社会として位置付けられている。



3 計画の特徴

(2) 地域福祉施策の総合的，包括的展開

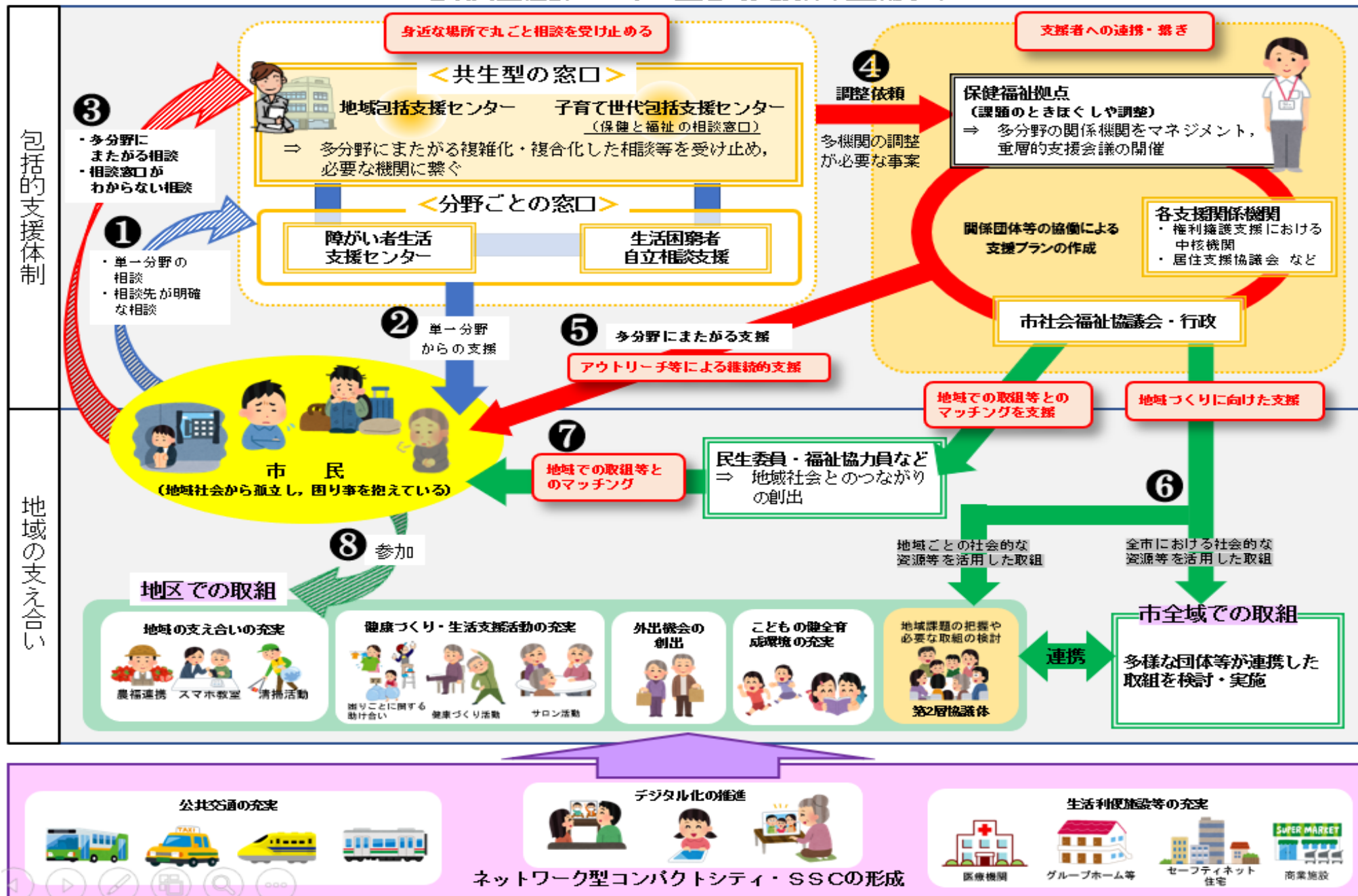
- 「地域福祉」という視点から，本計画の理念を保健福祉分野の共通理念とし，各計画をつなぎ合わせ， 取組の方向性を示し，施策を展開するものとした。
- 複雑化・複合化した福祉課題や，制度のはざまの問題について，多機関との協働により，包括的な支援や地域づくり支援，参加支援を重層的に実施するための施策事業を推進するものとした。

《重層的支援体制整備に係る主な事業》

- **包括的な支援体制**
 - 包括的相談支援事業
 - 多機関協働事業
 - アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- **地域づくり支援**
 - コミュニティワーカーの育成支援
 - (仮称) 支え合い協議会の設置
- **参加支援**
 - 参加支援マッチング事業

※ 重層的支援体制
 地域が抱える複雑化・複合化した問題や制度の狭間の問題に，包括的に対応するとともに，地域における繋がりや支え合いの充実を図る体制

地域共生社会における重層的支援体制整備事業



3 計画の特徴

(3) 権利擁護の一体的推進

成年後見制度利用促進に係る取組と重層的な支援体制の整備は、社会全体の支え合いにより課題に対応するという共通点を持っており、連携することで、「司法」を加えた効果的な権利擁護支援を行うことができることから、これらを一体的に推進するため、本計画に「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定した。

《成年後見制度利用促進計画に係る施策》

- 権利擁護の相談・支援の推進
- 中核的な役割を担う機関による権利擁護の推進
- 地域連携ネットワークの構築

※ 成年後見制度利用促進計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

3 計画の特徴

(4) 地域福祉活動計画との連携強化

地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と緊密な連携・協働による地域福祉の推進に向けて事業を導出した。

《宇都宮市社会福祉協議会との緊密な連携・協働に係る事業》

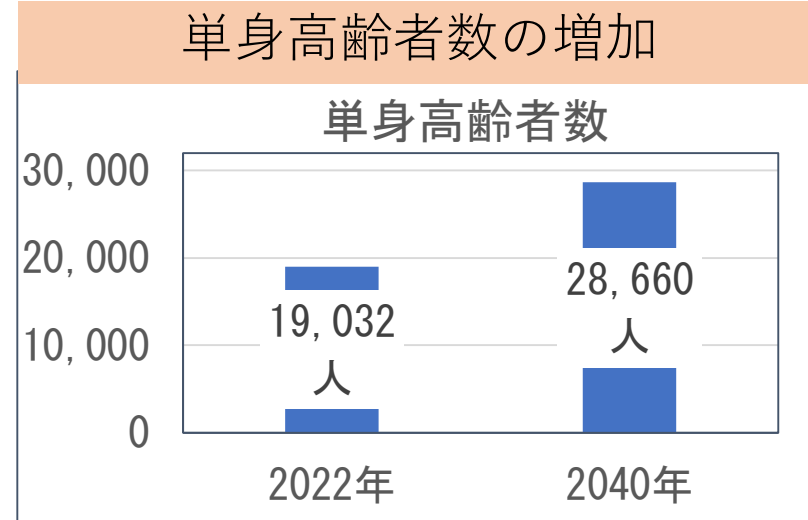
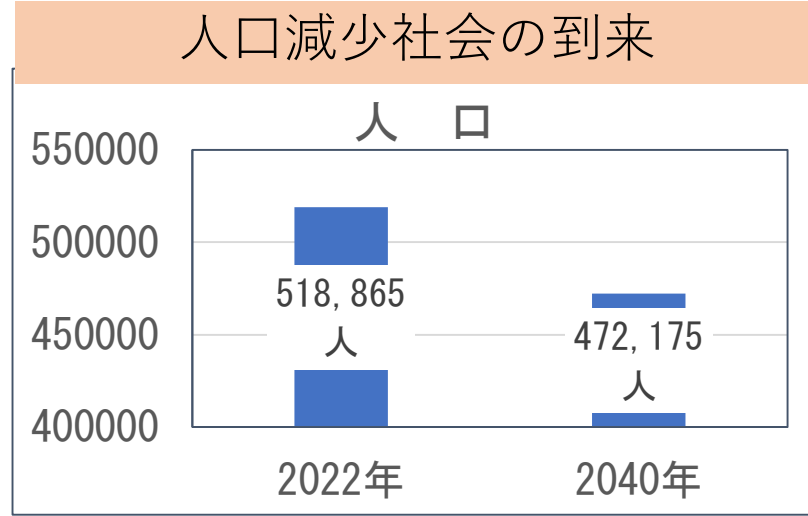
- コミュニティーワーカー (※1) の育成支援（再掲）
- (仮称) 支え合い協議会 (※2) の設置（再掲）

(※1) 宇都宮市社会福祉協議会において、地域福祉活動の円滑な展開（地域力の強化）に向け、支援を行っている地域担当職員（市内39地区5ブロックに1名）
主な役割：各地区の生活・福祉課題の把握及び対応策の検討、企画・立案
など

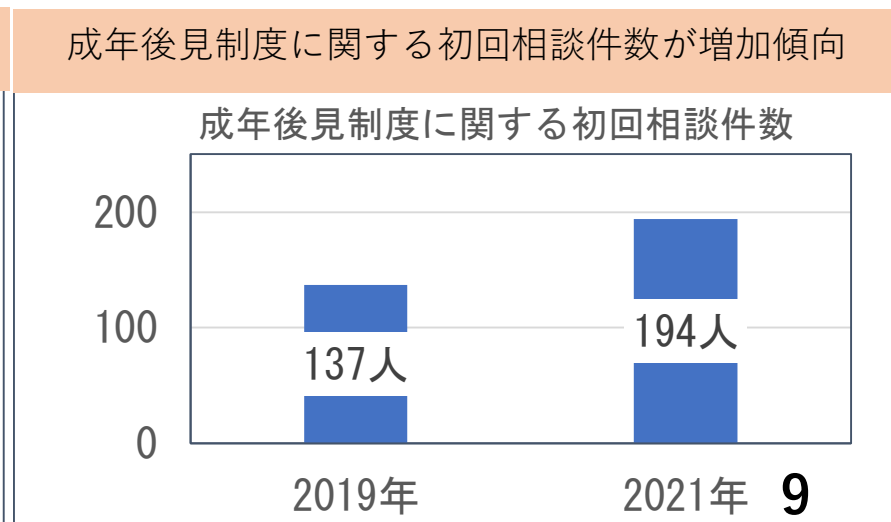
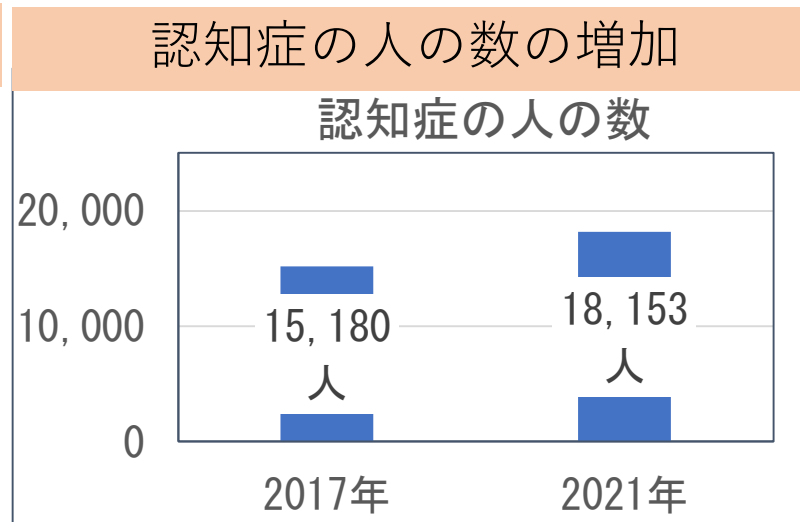
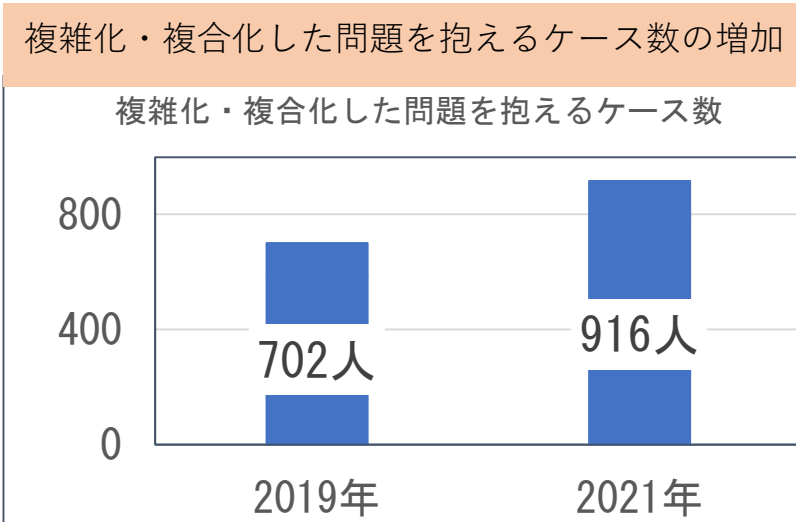
(※2) NPOや地域団体、公共交通事業者などで構成し、市全域に共通の課題について、支え合いの取組の実施や、支援策を検討する協議会

4 地域福祉を取り巻く環境

《本市の現状》



※2025年頃には、人口ボリュームの大きい団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することが見込まれる。



4 地域福祉を取り巻く環境

《市民・事業者アンケート調査結果》

地域との「絆」や「つながり」を感じる人の主観的幸福感

【感じる】 高い：69.5% 低い：30.5%

【感じない】 高い：37.2% 低い：62.8%

隣近所にして欲しい手助けの内容（上位2つ）

【災害時の手助け】：38.1%

【安否確認の声掛け】：23.1%

地域の「絆」や「つながり」

【感じる】 37.4%

【感じない・わからない】 61.2%

隣近所に自分ができる手助けの内容（上位2つ）

【災害時の手助け】：51.1%

【安否確認の声掛け】：44.8%

外出時の不便さを感じる場面（障がい者）

【公共交通機関】 41.1% 【障がいへの理解不足】 34.1% 【トイレ】 26.7%

《地域ブロック別意見交換会》

地域での支え合いの必要性

- ・ 近所のかかわりあい希薄化している。
- ・ 高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えており、地域の支え合いが必要である。

困りごとを抱える人への支援

- ・ 自ら「助けて」と声を上げる人が少ないため、ニーズの把握が課題

市民活動への参加

- ・ 若い世代への参加の呼びかけ（ポイント制、イベント開催など）

5 課題と本市が目指す「福祉のまち」の姿



課題の総括

「絆」・「つながり」への市民意識の醸成

住民同士の支え合いや福祉への興味関心を高めるとともに、福祉の担い手を確保・育成するための意識醸成に向けた取組の充実やきっかけづくりが必要

支え合いによる地域づくりの推進

- ・ 住民同士の支え合いを促進できるよう、支え合いの地域づくりへの支援が必要
- ・ 市民が市民活動に参加できるよう、参加への誘導策や機会の創出が必要

市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応

- ・ 高齢・障がい・貧困・子どもなど様々な分野において、複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要
- ・ 住み慣れた地域で安心して尊厳をもって暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援のニーズへのきめ細かな対応が必要

ユニバーサルデザインの推進

- ・ 誰もが安全・快適に日常生活を送ることができるよう、継続的な公共的施設等のハード面のバリアフリーを推進するとともに、心のバリアフリーの充実が必要
- ・ 誰もがデジタル技術を活用できるよう、情報のバリアフリーの推進が必要

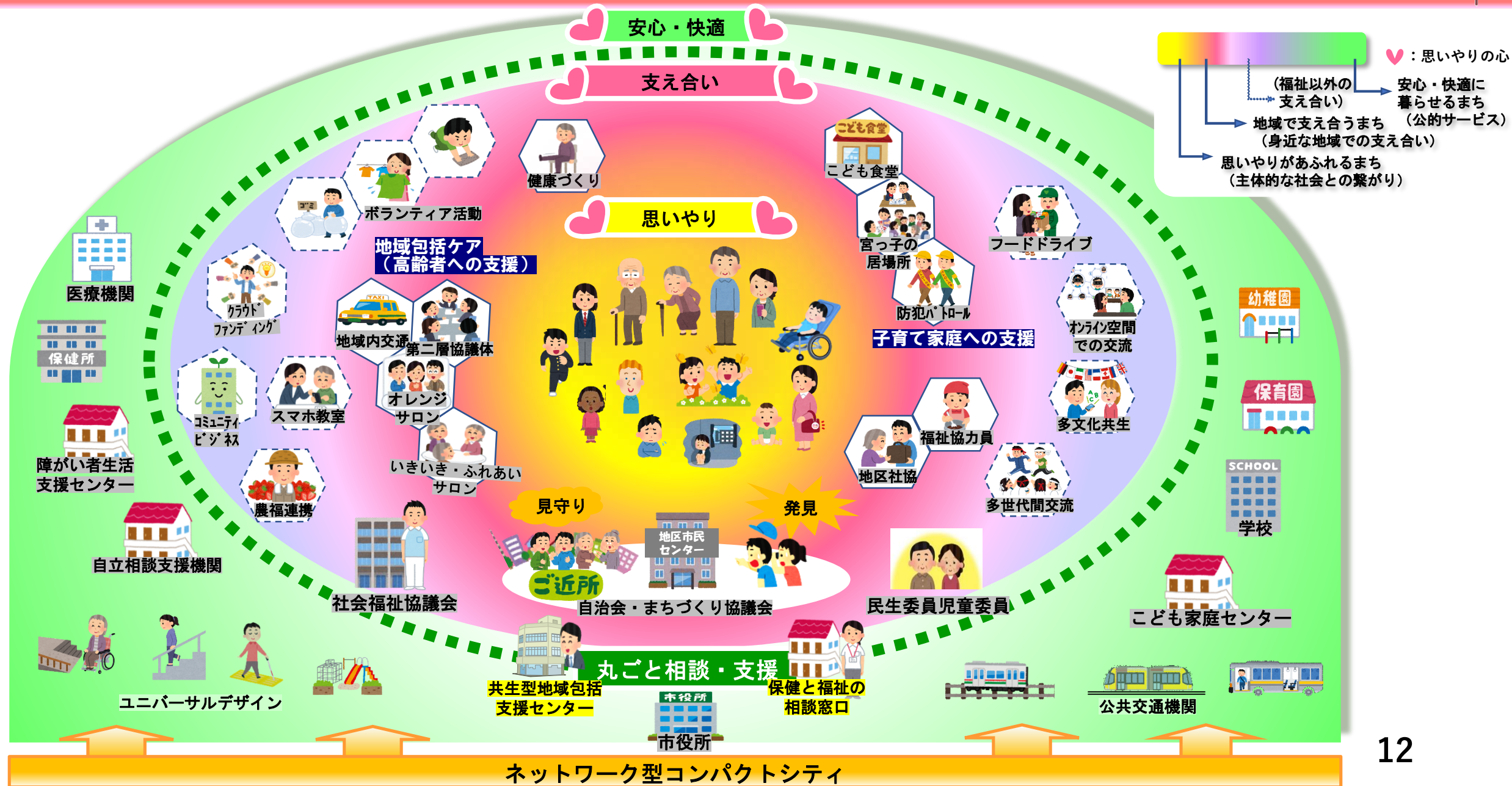
目指すまちの姿

思いやりがあふれるまち

地域で支え合うまち

安心・快適に暮らせるまち

5 本市が目指す「福祉のまち」の姿



5 本市が目指す「福祉のまち」の姿



別紙 1

思いやりがあふれるまち

市民一人ひとりが他者を理解し、主体的に地域の活動に参加し、やさしさや思いやりの気持ちを持ちながら、ちょっとした手助け・声かけ・おもてなしなどが日常生活の中で自然に行われることで自律できるまち

基本目標 1

福祉の心をはぐくむ
人づくり

地域で支え合うまち

地域の誰もが絆や信頼関係を築きながら、地域において、住民が抱える様々な不安や悩み、課題を把握するとともに、地域の多様な主体や行政等と連携協力して、解決することができる、住み慣れた地域で支え合いながら生活を送れるまち

基本目標 2

共に支え合う
地域づくり

安心・快適に暮らせるまち

交通・交流施設などの都市基盤や、身近な施設・住宅などの生活基盤の利便性が向上し、交流活動が広がるとともに、これまで以上に多様な福祉サービスが提供され、誰もが生きがいを感じながら、安心して生活を送れるまち

基本目標 3

安心して暮らせる
福祉の基盤づくり

6 計画の内容（計画における事業・取組）



(1) 計画に計上事業・取組の基本的な考え方

- ア 分野別計画と連携し，包括的に展開することが必要な事業
（他分野と連携・協働が必要な事項や課題に対する事業）
 - イ 分野別計画に位置付けている事項のうち，地域福祉の推進に向け，特に重要な事業
 - ウ その他法・条例で盛り込むべきとされる事項のうち，分野別計画に位置づけがない事項に対する事業
- ※ 「地域福祉計画に盛り込むべき事項」がすでに策定されている他の計画において記載されている場合は，その計画の全部又は一部をもって本計画の一部とする。

《計画の事業・取組数》

- アに基づくもの 68事業（うち，33事業が新規，7事業が拡充）
 - ⇒ ヤングケアラー対策の推進，民生委員活動の推進 等
- イに基づくもの 26事業（うち，4事業が新規）
 - ⇒ 認知症になっても地域で安心して暮らせる環境の整備 等
- ウに基づくもの 3事業
 - ⇒ 社会福祉施設における公益的な取組の推進 等



(2) 重点取組について

◆ 基本的な考え方

現行計画の取組結果や市民意識調査、本市の実情や国の動向等から導出された本市の福祉課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて本市が目指す「福祉のまちの姿」を実現するために掲げた基本目標の達成に、特に効果的である事業を重点取組として位置付けることとする。

《基本目標 1 福祉のこころをはぐくむ人づくり》

- 市民の「支え合い」や「福祉」への関心を高めるとともに、福祉の担い手の確保・育成に向けた意識醸成に特に効果的な **7事業**（再掲の重点取組を除く）を位置づけ

《基本目標 2 共に支え合う地域づくり》

- 住民同士の支え合いや地域における活動への参加意欲を高め、市民が参加することにより支え合う地域づくりに特に効果的な **11事業**（再掲の重点取組を除く）を位置づけ

《基本目標 3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり》

- 福祉課題が複雑化・多様化する中、全ての市民が住み慣れた地域で安心して快適に生活することができる、生活環境整備に特に効果的な **19事業**（再掲の重点取組を除く）を位置づけ

7 計画の内容（主な重点取組と成果指標）

福祉の心をはぐくむ人づくり

- ・共生のこころをはぐくむプロモーション
- ・若者ボランティア認定制度

共に支え合う地域づくり

- ・参加支援マッチング事業
- ・コミュニティーワーカーの育成支援
- ・（仮称）支え合い協議会の設置
- ・宮っこの居場所づくりの推進

安心して暮らせる福祉の基盤づくり

- ・包括的相談支援事業
- ・子ども家庭センターの設置
- ・ヤングケアラー対策の推進
- ・多機関協働事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の居住安定化の推進

【成果指標】

市民に身近な地域活動に参加意欲のある市民の割合

(現状値)	(目標値)
33.7%	⇒ 50.0%

【成果指標】

地域における居場所への参加者延べ人数

(現状値)	(目標値)
78,669人	⇒ 110,000人

【成果指標】

共生型相談窓口で受けた相談が支援につながった割合

(現状値)	(目標値)
-	⇒ 100%

8 今後のスケジュール

- ・ 令和5年 1月中旬 社会福祉審議会地域福祉専門分科会
パブリックコメント実施
- ・ 令和5年 2月 社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉審議会全体会へ付議
庁議 ⇒ 公表

- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
- 地域福祉施策の総合的、包括的展開
- 権利擁護の一体的推進
- その他